

日本共産党

高槻市会議員団

市政資料

発行/
日本共産党
高槻市会議員団
高槻桃園町2-1
電話
072-674-7230
FAX
072-674-3202

中村れい子 ☎685-6686
宮本雄一郎 ☎695-1900
きよた純子 ☎676-5068
出町ゆかり ☎655-8513

9月市議会一般質問

中村れい子

危険なマイナンバー制度、高槻市では

適用範囲を預金口座にまで広げるマイナンバー改正法が成立しました。これで管理される個人情報、介護保険、国民健康保険などの医療保険、奨学金、雇用保険などの社会保障の分野、税の分野、災害分野の3分野97行政事務に加えて、銀行口座、郵貯口座の番号による管理、特定健康診査の結果、予防接種、自治体の独自制度への利用、他の自治体との情報連携が可能になります。個人番号カードの発行時に本人のチェックはどうするのか、失くしたときの危険性は周知されるのか、また、高槻市はどこまでの範囲で活用するのか、その時には審議会設置をするのかなど質問しました。

市は「個人番号カード発行時には通知カードと交換を前提とし、運転免許証など本人確認書類の提示を求め、

紛失や保管には気をつけるように広報誌やホームページで周知していく」と答えました。

また、「市独自利用についてはパブリックコメントの実施、個人情報保護運営審議会への諮問などの必要性も含め、検討していく」ということです。

個人番号が流出する危険性については、不正アクセスをブロックする仕組みを実施するとしているが、人がつくり、運用するシステムである以上、100%大丈夫なことはあり得ません。知らないうちに、個人番号付き個人情報データベースが、あちこちで作られ、個人情報が集積されていく危険があります。実施目ですが今からでも中止すべきだと訴えました。

家庭にある水銀製品(体温計など)の回収と水銀事故防止の啓発を

水銀による地球規模での環境汚染を防止する「水銀条約」を担保する「水銀環境汚染防止法」と「大気汚染防止法改正案」が国会で今年6月12日成立しました。「条約」は水銀の供給、使用、排出、廃棄などの総合的な取組みをすることで、地球的規模の水銀汚染を防止し、水俣病のような、健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意と対策に取り組む意義を世界で共有するとしています。高槻市として水銀を使用している製品がどれだ

けあるのかを把握し、市で体温計や血圧計などを回収すること。また、ごみ処理基本計画に水銀など有害ゴミの位置づけをするように求めました。

市は「市民の健康や安全安心のため、廃棄された水銀使用製品の適正な回収や情報提供が重要であるとの認識を示し、今後は国の動きを注視し、適切に対応していく」とし、市独自に回収するとは答えませんでした。回収している市があることを示し、重ねて市の対応を求めました。

市バス空白地域への対応を

市バスは1954年に始まり、当時の市長が市民の「動く市道」と位置づけました。2年前には上牧地区に市バスが延伸されました。高槻市域で市バスを走らせてほしいと、弥生が丘や辻子3丁目や竹の内町の住民から要望が寄せられています。市域の市バス空白地域の認識、バス路線のない地域の市の状況把握を求めると同時に空白

地域に市バスを走らせるよう要望しました。

市は「空白地域については、高齢化が進みつつある市民生活を支える上でも課題だと認識している。

現在、市営バス路線はおおむね全市域を網羅していると認識しているが、辻子三丁目以南など運行していない地域がある。財政状況や他の施策との整合性を図りながら、市の交通政策全体の中で検討していく」と答えました。

生活習慣病の予防で健康寿命の延伸を

高槻市は65歳以上が9万6764人で、高齢化率は27・2%。75歳以上は12・1%。高齢者だけの世帯も増えています。

高齢になっても元気に過ごせる健康寿命を伸ばすことが高齢者本人、家族、地域にとっても大切です。そのために、特定健診などで生活習慣病の早期発見をすることが大事です。2013年度の高槻市の特定健診の受診率は40%。大阪府内の市では吹田・池田に続いて3番目

に高くなっています。がん検診もワンコイン、500円で受診できるようになってから、受診率は伸びています。その上、がん検診は今年度から無料になりました。他市の取組みも参考にしながら、受診率を今以上に伸ばすことを要望しました。

市は「特定健診とがん検診の同時実施、個別のはがきや電話での受診勧奨にも積極的に取り組んでいく」と答えました。

認知症予防のために認知症地域推進員の増員を

高槻市には12の地域包括支援センターがあります。2009年度から北包括に、さらに2014年度に五領・上牧包括に認知症地域支援推進員を置きました。北包括では自治会や老人会といっしょに学習会を開いたり、認知症サポーターの養成や地域に出て徘徊模擬訓練などをしています。

12の包括支援センターの認知症予防のサポートをするためには、認知症地域支援推進員が2人ではなく、富田や高槻市南部への増員が必要です。

00万円以下であることが追加されました。

2割負担になったため、週一回の訪問介護を月一回にする人や歩行器を返す人もいます。サービスを減らした人がどの程度いるのか、市として調査をすること。また、預貯金が1000万円以下になれば、補足給付が再び利用できることを周知・徹底するように要望しました。

市は「今回の改正は持続可能な介護保険制度の構築にむけて、高齢者負担の公平化を図るもの」と答えました。介護保険制度は確かに国の制度です。しかし今まで1割負担だったものが2割負担になる。それだけでも不安になるのは当たり前です。

再度、高齢者の生活実態をきちんとみて、制度改悪による影響を調査し、府や国に要望をあげてほしいと求めました。

介護保険制度改悪の現状は

8月から一定の収入がある人の利用者負担が2割になり、介護保険施設の食事や居住費の軽減制度に、配偶者が非課税であること、現金、預貯金の資産が、1人10

(仮称)高槻市土砂埋め立て等の規制に関する条例(素案)について

2014年2月、豊野町の残土処分場で崩落事故が発生し、地域住民に多大な影響を及ぼしました。そのような中、大阪府は、3000㎡以上の土砂埋め立て等の行為を規制する条例を、2015年7月から施行しました。

高槻市は森林や農地が多く、規模の小さい残土処分行為も想定されることから、500㎡以上、3000㎡未満の行為を規制する条例を制定するものです。

これによって土砂を運搬するものは、沿道への粉塵の飛散防止並びに騒音及び振動の提言に努めなければならないこととなります。また、不正手段による許可取得や、命令違反などがあつたときは市長が許可の取り消し、停止を命

ずることができません。

ハスケジュール

2015年

9月24日、「パブリックコメント」の実施

10月24日、「パブリックコメント」で提出された意見の

集約及び反映

12月 12月定例会に議案を提出

条例の公布

2016年

4月 条例の施行(予定)